

1・2級 建設機械施工技士 ご案内 (平成27年度版)

建設業法による技術検定(土木・建築・管工事・造園・電気・建設機械)

土木施工管理技士と同等の国家資格です！

《ポイント！》

※ (1級) 監理技術者・(2級) 主任技術者となります！

《建設機械施工技士とは》

土木工事業／舗装工事業／とび・土工事業の建設業許可が取得でき・施工技術者のための国土交通大臣資格となる。この技術検定合格者については、建設業法で定められた専任技術者（建設業許可）主任技術者・監理技術者（現場常駐）としての資格が付与されています。

※技能講習及び自主検査員の資格まで付いてきます！（資格がない方はお得）

《メリット》

- ① 1・2級土木施工管理技士と同等で (1級) 監理技術者 (2級) 主任技術者の扱いとなる。
- ② 6月に学科、実地記述の試験があり、11月に合格発表、**12月には合格証明書が届きます！**
（年内には、資格が届くので、すぐに経審、現場の技術者として配置出来ます！）
- ③ 経営事項審査において、技術力点として 1級6点又は5点、2級2点の評価。
- ④ **試験に合格すると特定自主検査員資格（車検員）が付与**されますので、自社保有の建設機械の自主検査ができ、又検査済シールを貼る事ができる。
- ⑤ **技能講習**（車両系建設機械の技能講習）**まで付与**される。（技能講習の資格を持たない方はお得！）
- ⑥ 土木施工管理技士より試験範囲が狭い為、土木試験になじまない方でも必ず合格しやすい！

（理由）1・2級共に専門土木なし、2級の経験記述なし、1級は経験記述と簡単な記述あり、又実地試験（建設機械の簡単な実技操作試験）を不合格した場合でも、翌年までチャレンジできます。

《指定試験機関》（社）日本建設機械施工協会 <http://www.jcmanet.or.jp/>

主 催：（株）建設技術者養成センター

1 級建設機械施工技術検定試験 受験資格表

学歴又は資格	必要とする実務経験年数				
	専任の主任技術者としての実務経験を1年以上含んでいる場合		指導監督の実務経験を1年以上含んでいる場合		
	指定学科	指定学科以外	指定学科	指定学科以外	
大学卒業後	—	—	3年以上 (25才以上)	4年6か月以上 (26才6ヶ月以上)	
短期大学、高等専門学校卒業後	—	—	5年以上 (25才以上)	7年6か月以上 (27才6ヶ月以上)	
高等学校卒業後	8年以上 (26才以上)	★9年6か月以上 (27才6ヶ月以上)	10年以上 (28才以上)	11年6か月以上 (29才6ヶ月以上)	
上記学歴によらない場合	13年以上 (28才以上)		15年以上 (30才以上)		
2級建設機械施工技術検定合格者	高等学校卒業後	次のいずれかに該当 1) 2級の種別の1つの経験が2年以上で、他の種別を通算して6年以上 2) 同上の経験が1年6か月以上2年未満で、他の種別を通算して7年以上 3) 2級合格後3年以上	次のいずれかに該当 1) 2級の種別の1つの経験が3年以上で、他の種別を通算して7年以上 2) 同上の経験が2年3か月以上3年未満、他の種別を通算して8年6か月以上 3) 2級合格後3年以上	次のいずれかに該当 1) 2級の種別の1つの経験が2年以上で、他の種別を通算して8年以上 2) 同上の経験が1年6か月以上2年未満で、他の種別を通算して9年以上 3) 2級合格後5年以上	次のいずれかに該当 1) 2級の種別の1つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 2) 同上の経験が2年3か月以上3年未満で、他の種別を通算して10年6か月以上 3) 2級合格後5年以上
	上記学歴によらない場合	次のいずれかに該当 ☆ 1) 2級の種別の1つの経験が6年以上で、他の種別を通算して10年以上 2) 同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別を通算して12年以上 3) 2級合格後3年以上	次のいずれかに該当 1) 2級の種別の1つの経験が6年以上で、他の種別を通算して12年以上 2) 同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別を通算して14年以上 3) 2級合格後5年以上		

- 注) 1. 「専任の主任技術者」とは、1件2,500万円(建築は5,000万円)以上の公共性のある重要な工事に設置しなければならない専任の主任技術者の実務経験を1年以上有していること。
2. 「指導監督の実務経験」とは、工事の施工にあたって係長等の立場で部下等を指示監督した実務経験を1年以上有していること。
3. ★印の説明... 指定学科以外の高卒業者が専任の主任技術者になるには、10年以上の実務経験が必要となるため、建設業法第7条第二号ハで定めている国土交通大臣が認定する資格(2級土木施工管理技士等)を平成25年までに取得している必要があります。(資格取得者:24才6ヶ月以上)
4. ☆印の説明... 建設業法第7条第二号ハで定めている国土交通大臣が認定する資格(2級建設機械施工技士等)を平成25年までに取得している必要がある場合があります。(資格取得者:25才以上)

●2 級建設機械施工技術検定試験 受験資格表

学 歴	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業後	受検しようとする種別に6ヵ月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上(22才6ヵ月以上)	受検しようとする種別に9ヵ月以上で、他の種別の経験を通算して1年6ヵ月以上(22才9ヵ月以上)
短期大学、高等専門学校卒業後	次のいずれかに該当(21才6ヶ月以上) 1) 受検しようとする種別に1年6ヵ月以上 2) 同上の経験が1年以上1年6ヵ月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	次のいずれかに該当(20才以上) 1) 受検しようとする種別に2年以上 2) 同上の経験が1年6ヵ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上
高等学校卒業後	次のいずれかに該当(20才以上) 1) 受検しようとする種別に2年以上 2) 同上の経験が1年6ヵ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	次のいずれかに該当(21才以上) 1) 受検しようとする種別に3年以上 2) 同上の経験が2年3ヵ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6ヵ月年以上
上記学歴によらない場合	次のいずれかに該当(21才以上) 1) 受検しようとする種別に6年以上 2) 同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	

* 1 級 2 級ともに学歴等については卒業証明書、経験年数については実務経験証明書が必要。
中学校(旧制を除く)卒業者は、卒業証明書は不要。

《合格者の称号及び処遇等》

(1) この試験に合格すると次のような資格が得られます。

- 1) 前記所定の手続きにより、国土交通大臣から「1 級建設機械施工技術検定」合格証明書が交付され、「1 級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。
- 2) 建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者等の設置に必要な有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業となっております。

- ① **1 級建設機械施工技士**は、請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、3,000 万円以上の下請契約を締結することができる「**特定建設業**」及び「**一般建設業**」の許可を得る場合に、**営業所ごとに置く専任の技術者**となる。
- ② **1 級建設機械施工技士**は、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される**主任技術者又は監理技術者**になれる。
- ③ さらに、**特定建設業者**として直接受注した建設工事で、**3,000 万円以上の下請契約を締結**して施工する場合で工事現場に**必要な監理技術者になれる**。
- ④ また、公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額(2,500 万円)以上の工事現場においては**専任の主任技術者又は監理技術者**となる。

- 3) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、(社)建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の各都道府県支部にお問い合わせください。

- 4) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。

各種運転技能講習の関係は表2のとおりです。

- 5) 経営事項審査において、1級建設機械施工技士は6点又は5点、2級建設機械施工技士は2点として評価されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係
(事業内検査の方法等については(社)建設荷役車両安全技術協会の都道府県支部へ照会下さい)

区 分	事業内検査者の資格種類					
	車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用 掘削用及び解体用)	車両系 建設機械 (締固め用)	車両系 建設機械 (基礎工用)	車両系建設機械 (コンクリート 打設用)	高所 作業車	不陸地 運搬車
1級建設機械施工技士	○	○	○	△	△	○
2級 建設機械 施工技士	第1種	○	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	○
第6種	△	△	○	△	△	○
印の区分	○印は、1級又は2級の合格者 △印は、検査者として必要な講習科目を一部免除					
△印の免除 される科目	・原動機の種類及び構造 ・動力伝達装置、走行装置、操縦装置(学科) ・原動機 ・作業(荷役)装置 ・油圧装置(実技)					


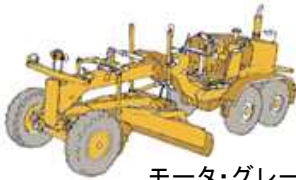


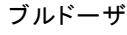
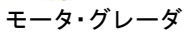
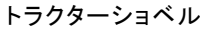
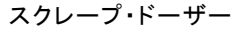


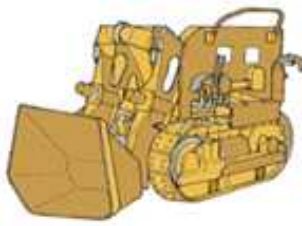


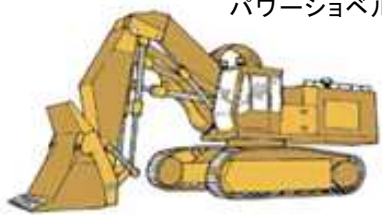
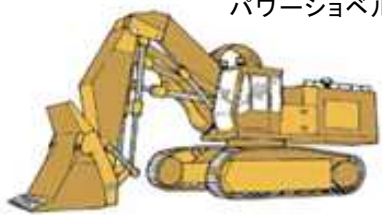
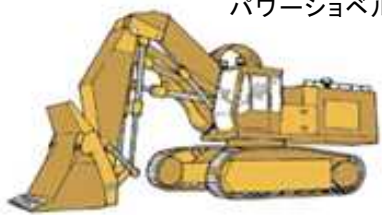
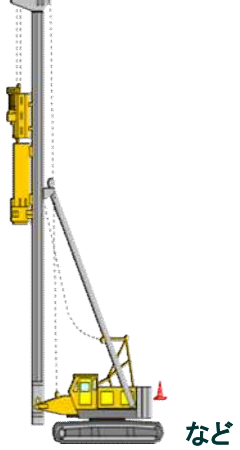

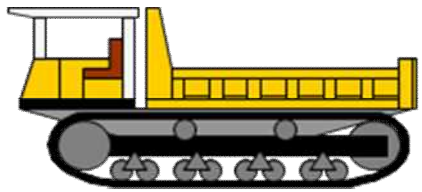
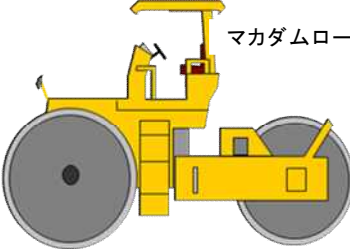

(記録作成方法がわからない方の為の講習は、協会主催で1日別途あります)

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

区 分	技能講習の種類							
	車両系建設機械 (整地・運搬・ 積み込み・掘削用) 運転技能講習	車両系 建設機械 (基礎工用) 運転技能講習	車両系 建設機械 (解体用) 運転技能講習	不陸地 運搬車 運転技 能講習	高所 作業車 運転技 能講習	ショベル ローダ等 運転技能 講習	小型移動式 クレーン 運転技能 講習	地山の掘削 作業主任者 技能講習
1級建設機械 施工技士	○ ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第6種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第1種に相当する操作施工法を選択した者	△	△	△ ただし、2級の第2種又は第6種に相当する操作施工法を選択した者	△ ただし、2級の第2種又は第6種に相当する操作施工法を選択した者
	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者				
2級 建設機械 施工技士	第1種	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	○	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	×
	第4種	△	△	△	△	△	△	×
	第5種	△	△	△	△	△	△	×
第6種	△	○	△	△	△	△	△	×
印の区分	○印は、1級又は2級の合格者 (ただし、 実地(操作)試験で、操作した種別が適用 となります) (例) 1種と2種を操作試験で合格した方は、基礎工用以外の○が適用 2種と4種の場合は、整地・運搬・積み込み・掘削用と解体用のみが適用 基礎工用が必要な方は、6種と2種、又は6種と1種を選ぶと○すべて適用 ※ 操作(実地)試験の「3種、5種、6種」は、試験会場が限定されます。(協会のHPでご確認ください) △印は、必要な講習科目を一部免除 ×印は、免除なし							
△印の免除 される科目	・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令 ・走行の操作							

1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施工規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されています。

○運転技能講習及び特定自主検査(付与される)で適用できる機械の種類例

整地・運搬・積込用・掘削用				
	 ブルドーザ	 モータ・グレーダ	 トラクターショベル	 スクレーブ・ドーザー
				
				
				など
基礎工事用		解体用		不陸地運搬車 
		締め固め用		(締め固め用は 特別講習) 
	アースドリル など		マカダムローラ	コンパインドローラ など

【実地試験の種別と使用機械】

- 2級技術検定試験は、第1種～第6種の種別ごとの検定試験になっています。
- 1級技術検定試験の建設機械操作施工法及び2級技術検定試験の6種別の内訳と使用機械の明細は、次表のとおりです。

試験の種別と使用機械		
1級	2級	実地試験使用機械
トラクター系建設機械操作施工法	第1種	ブルドーザ(6～12t級)
ショベル系建設機械操作施工法	第2種	油圧ショベル(バックホウ)(山積0.28～0.45m ³ 級)
モータ・グレーダ操作施工法	第3種	モータ・グレーダ(3.1m級)
締め固め建設機械操作施工法	第4種	ロード・ローラ(10～12t級)
舗装用建設機械操作施工法	第5種	アスファルト・フィニッシャ(2.5～4.5m級)
基礎工事用建設機械操作施工法	第6種	アースオーガ(杭打機40～50t吊級)
建設機械組合せ施工法	—	記述試験(1級のみ)

※ ショベル系建設機械操作施工法(第2種)については、「JIS規格の標準操作方式」で実地試験を行います。実地試験のうち、建設機械組合せ施工法(記述式(1級のみ))は、学科試験と同じ日及び同じ試験地で行います。

【講習料金】

※助成金を適用される方は、お早目にお申してください。

《講習項目》	申込み締め切り	講習料(税込)	助成金
1級 建設機械施工技士 (学科・記述) 願書配布・受付 2月上旬～4月上旬 試験日 6月21日(日曜日)	平成 年 月 日(金)	262,500 円	政策型訓練 一般型訓練
2級 建設機械施工技士 (学科・まとめ) 願書配布・受付 2月上旬～4月上旬 試験日 6月21日(日曜日)		210,000 円	政策型訓練 一般型訓練

※講習の時間数につきましては、理解度に合わせて増える場合がございますので、予めご了承下さい。

※願書の取寄せ及び提出は、各自で責任を持ってご提出ください。

※定員になり次第締切りとさせていただきます。

《助成金を活用された場合》 ★キャリア形成促進の“助成金”が利用出来る！

※政策型訓練を利用した場合は、

“**経費の1/2及び賃金1H800円**” (就業時間内)の支給があります。

※助成金の申請は、**受講開始約1カ月前**にご提出下さい。(年間計画新規の場合)

【講習日程予定】

	回数	月日	時間	講習内容	
1級 (学科・実地記述) カリキュラム 2級 (学科・強化)	1回 ~ 13回	1月～6月の間に講習 がございます。 回数等は、 会場により異なります。	9:00～17:00	土木工学一般	
				建設機械一般	
				トラクタ系建設機械 ショベル系建設機械	
				モータグレーダ 締固め建設機械 舗装建設機械 基礎工事建設機械	
				安全対策・環境保全・関係法令	
				1級：一般記述 (土木工学・機械一般)	2級：
				1級：経験記述 (品質・工程・安全・環境)	弱点強化
総合まとめ・模擬テスト・弱点強化					

【会場予定】

会議室

経験豊富な講師による**完全生講義**を実施

当センターの講習は、基礎学習に重点を置いた具体的な内容で、実務経験豊富な講師が仕事に必要な情報及び専門的知識をわかりやすく解説いたします。完全生講義で質疑・応答を主体とし、わからないところはその場で解決しながら、理解度に合わせて授業を進行いたします。

施工管理技術者の人材育成（継続学習）また、資格試験を受験される方の全員合格を目指し、地域に密着した形での講習を実施しております。

学科講習から受講された方は、実地試験までストレート合格の高い合格率を誇り、習得した知識を活かし、仕事（現場）で即戦力となってご活躍されています。

【授業方針】

- * 具体的な質疑・応答を主体とした講義を実施。
- * 基礎学習に重点を置き、理解度に合わせて、授業を進行。
- * 特に重要な所は、繰り返し説明し、理解力を高めます。
- * 各個別に細かな指導、および試験に向けての勉強のやり方も徹底指導。
- * 講習時間外も質問等の受付・対応。（事前に確認が必要です。）



※ ビデオ（DVD）のみによる講習は、一切行っておりません。

◎ 職員一同、皆様が合格出来ます様、常に研究致しております。

【講習会の流れ】

当センターの講習会にお申込み
↓
当センターより テキスト・日程表を送付
↓
テキストは、講習が始まる前までに十分に 予習 をする（受講で異なります）
↓
講習会開始 （問題集・解説は HP で配布・解答をメール配布）
↓
1日に習った事を必ず 復習 して理解する。習った所の問題集を解き、 分からない所 は次回の講習会にて、 必ず質問 する（最終日まで繰り返す）
↓
講習最終日 試験に向けての 模擬テスト・解説 （自分の弱点を克服したか、最終確認）
↓
試験日前日まで講習会で習った事を復習し、自分の弱点は入念に 見直し をする
↓
試験前日まで 質問 を 那覇教室 又 TEL、FAX にて 随時受付

申込人数分コピーの上ご使用ください。

講習申込書

受験 No. _____

平成 年 月 日

ふりがな		生年月日	S・H 年 月 日 (才) 男・女
氏名	印	携帯番号	
		メール	
ふりがな			
現住所	(〒 -)		
最終学歴	中・高・短・大 部 科 昭和・平成 年 入学 ~ 昭和・平成 年 卒業		
ふりがな		TEL	
会社名		FAX	
ふりがな			
所在地	(〒 -)		
受講資格に対する実際の経験年数	年	資料配送先	個人・会社
現在お持ちの 施工管理資格名	級	施工管理技士	年
	級	施工管理技士	年

希望の級別・講習別・資格名に○を付けて下さい。(受講項目で受験種別が有る方は、種別にも○を付けて下さい。)
※**建築士製図のみおよび1級施工管理技士実地のみ**ご希望の方は、**実地専用申込書**がございますので、お問い合わせください。

1級 (学科のみ)	・建築士	・建築施工管理技士	・土木施工管理技士
	・造園施工管理技士	・管工事施工管理技士	・電気工事施工管理技士
	・建設機械施工技士(学科+記述) ⇒ 2種類に○(1種・2種・3種・4種・5種・6種) 受験地: 沖縄県は1種・2種・4種のみ受験可能。受験地: 福岡県は1種・2種・3種・4種のみ受験可能		
2級 (学科+実地)	・建築士	・造園施工管理技士	・管工事施工管理技士
	・電気工事施工管理技士	・建築施工管理技士 ⇒ 選択種別に○(建築一式・躯体・仕上げ)	
	・土木施工管理技士 ⇒ 選択種別(土木)※その他種別希望の方はお問い合わせください。		
	・建設機械施工技士(学科+直前) ⇒ 1種類に○(1種・2種・3種・4種・5種・6種) 受験地: 沖縄県は1種・2種・4種のみ受験可能。受験地: 福岡県は1種・2種・3種・4種のみ受験可能。		
その他	・給水装置工事主任技術者	・推進工事技士(学科)	・推進工事技士(実地)
	・1級舗装施工管理技術者	・2級舗装施工管理技術者	・宅地建物取引主任者

支払い	・現金(個人・会社) ・振り込み(個人・会社)
助成金	・キャリア形成促進助成金(雇用保険加入者のみ) ・使用する(初・ 回目) ・使用しない
	・助成金担当者氏名 (メールアドレス)
願書提出確認	・提出済み ・未提出(提出予定日 /) (願書の取寄せ、提出は各自で行ってください。)

(注意事項) ◆講習申込後のキャンセルは、講習開始45日前の営業日までに電話にてご連絡ください。
講習開始45日以内のキャンセルは講習料金の30%、7日以内は50%、講習開始後は100%のキャンセル手数料及び返金の際、事務手数料(10,800円)及び振込手数料がかかりますので、予めご了承下さい。

株式会社 建設技術者養成センター

【本社】〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多偕成ビル2階

TEL: 092-452-8585 / FAX: 092-452-8589

【営業所】〒902-0075 沖縄県那覇市字国場1013-101 TEL: 098-987-5850 / FAX: 098-987-5860